


# 電 気 供 給 実 施 要 綱

## ( 高 圧 )

# 業 務 用 ウ ィ ー ク エ ン ド 電 力

2026 年 4 月 1 日 実 施

 東 北 電 力 株 式 会 社



## 目 次

|   |                      |   |
|---|----------------------|---|
| 1 | 適用条件                 | 1 |
| 2 | 契約期間                 | 1 |
| 3 | 季節区分および日区分           | 1 |
| 4 | 契約負荷設備および契約受電設備      | 2 |
| 5 | 契約電力                 | 2 |
| 6 | 料 金                  | 3 |
| 7 | 予備電力Aをあわせて契約する場合の取扱い | 4 |
| 8 | そ の 他                | 5 |
|   | 附 則                  | 6 |
|   | 別 表                  | 7 |



# 業務用ウィークエンド電力

## 1 適用条件

(1) この電気供給実施要綱（以下「この実施要綱」といいます。）は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下、一般送配電事業者とあわせて「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづく接続供給により高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用するお客さまが、この実施要綱の適用を希望され、当社との協議が整った場合に適用いたします。

なお、契約電力は50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満といたします。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情があり、お客さまが希望される場合で、当該一般送配電事業者等との協議が整ったときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。また、お客さまに特別の事情がある場合、または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合上やむをえない場合で、当該一般送配電事業者等との協議が整ったときは、契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。

(2) この実施要綱は、次の地域に適用いたします。

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島等は除きます。

## 2 契約期間

契約期間は、電気標準約款（以下「標準約款」といいます。）7（需給契約の成立および契約期間）(2)によります。ただし、原則として、業務用ウィークエンド電力の適用開始の日以降1年に満たないで、他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

## 3 季節区分および日区分

(1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ その他季

夏季以外の期間をいいます。

(2) 日区分は、次のとおりといたします。

イ 休 日

別表1（休日）に定める日をいいます。

ロ 平 日

休日以外の日をいいます。

#### 4 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が 500 キロワット未満のお客さまについては、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

#### 5 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

##### (1) 契約電力が 500 キロワット未満の場合

各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

イ 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、お客さまが同一の需要場所で、新たに電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者等の供給設備を利用される場合には、新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この実施要綱によって受けた供給とみなします。

ロ 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

ハ 契約受電設備を減少される場合等で、1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかとなるときは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

##### (2) 契約電力が 500 キロワット以上の場合

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から 1 年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

##### (3) 契約電力が 500 キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電

力が 500 キロワット以上となる場合は、契約電力を(2)によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、(1)によって定めます。

## 6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、標準約款別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

### (1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（7〔予備電力 A をあわせて契約する場合の取扱い〕により予備電力 A によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| 契約電力 1 キロワットにつき | 2,053 円 70 銭 |
|-----------------|--------------|

### (2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の日別の使用電力量によって算定いたします。

#### イ 平 日

平日のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

|             | 夏季料金      | その他季料金    |
|-------------|-----------|-----------|
| 1 キロワット時につき | 23 円 14 銭 | 21 円 73 銭 |

#### ロ 休 日

|             |           |
|-------------|-----------|
| 1 キロワット時につき | 17 円 76 銭 |
|-------------|-----------|

### (3) 力率割引および割増し

イ 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

ロ 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

## 7 予備電力Aをあわせて契約する場合の取扱い

### (1) 適用条件

常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、次の場合により予備電線路による電気の供給をお客さまが希望される場合には、予備電力Aとして、この実施要綱とあわせて契約することができます。

#### イ 予備線

常時供給変電所から供給を受ける場合

#### ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合

### (2) 契約電力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、契約電力は、予備電力Aによって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力の値が50キロワット未満のときを除き、原則として50キロワットを下回らないものといたします。

### (3) 料金

料金は、6（料金）によって算定された金額に次のイの基本料金とロの電力量料金を加えた金額をその1月分の料金として申し受けます。ただし、電力量料金は、標準約款別表2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

#### イ 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線については1月につき次によって算定した値の5パーセント、予備電源については1月につき次によって算定した値の10パーセントに相当するものといたします。

|               |
|---------------|
| 契約電力1キロワットにつき |
|---------------|

|           |
|-----------|
| 2,053円70銭 |
|-----------|

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、常時供給分の該当電力量料金率を適用し、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

### (4) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの算定上、予備電力Aによって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

### (5) その他

イ お客さまが希望される場合には、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他定めのない事項については、常時供給分の規定に準ずるものといたします。

## 8 そ の 他

この実施要綱に定めのない事項については、標準約款によります。

## 附 則

### 1 実施期日

この実施要綱は、2026年4月1日から実施いたします。

### 2 この実施要綱の実施にともなう切替措置

2026年3月31日以前から需給契約が継続する場合の本則6（料金）および7（予備電力Aをあわせて契約する場合の取扱い）は、2026年4月の計量日以降に使用される電気に適用するものとし、2026年4月の計量日の前日までに使用される電気については、変更前の電気標準約款および電気供給実施要綱（高圧）業務用ウィークエンド電力により料金を算定いたします。

ただし、2026年4月1日から2026年4月の計量日までの間に契約電力を変更される等、現在の契約内容を変更される場合には、新たな契約の適用開始日からこの実施要綱により料金を算定いたします。

また、計量日が毎月初日のお客さまについては、本則6（料金）および7（予備電力Aをあわせて契約する場合の取扱い）は、2026年4月1日以降に使用される電気に適用いたします。

## 別 表

### 1 休 日

この実施要綱において、休日とは、次の日をいいます。

土曜日

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1月 2日

1月 3日

1月 4日

4月30日

5月 1日

5月 2日

12月29日

12月30日

12月31日

### 2 燃料費等調整

#### (1) 燃料費調整

標準約款別表2（燃料費等調整）(2)ロに定める基準単価は、次のとおりといたします。

|             |          |
|-------------|----------|
| 1 キロワット時につき | 18 銭 3 厘 |
|-------------|----------|

#### (2) 市場価格調整

標準約款別表2（燃料費等調整）(3)ロに定める市場基準単価は、次のとおりといたします。

|             |          |
|-------------|----------|
| 1 キロワット時につき | 12 銭 9 厘 |
|-------------|----------|

#### (3) 離島ユニバーサルサービス調整

標準約款別表2（燃料費等調整）(4)ロに定める離島基準単価は、次のとおりといたします。

|             |     |
|-------------|-----|
| 1 キロワット時につき | 1 厘 |
|-------------|-----|